

綾瀬市障がい者雇用促進報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者を雇用している市内の中小企業事業主に障がい者雇用促進報奨金（以下「報奨金」という。）を交付し、障がい者の雇用の安定と促進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する者をいう。
- (2) 中小企業事業主 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業所（支社、支店及び分工場等を含む。）及び個人であつて、従業員を雇用している者をいう。
- (3) 常用雇用 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条に規定する被保険者として雇用することをいう。

(交付の対象)

第3条 報奨金は、次の各号に該当する中小企業事業主に交付するものとする。

- (1) 申請時において市内で1年以上継続して事業を営んでいること。
- (2) 毎年6月1日において、市内事業所内で障がい者を1年以上常用雇用し、かつ、継続して常用雇用していること。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当しない者であること。

(報奨金の額)

第4条 報奨金の額及び加算額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付期間)

第5条 報奨金の交付期間は、障がい者1人につき5年間を限度とし、加算は初回申請限りとする。

(綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則との関係)

第5条の2 報奨金の交付については、この要綱に規定するもののほか、必要な事項は綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。）に定めるところによる。

（報奨金の申請）

第6条 報奨金の交付を受けようとする者は、障がい者雇用促進報奨金交付申請書（第1号様式）及び障がい者雇用状況報告書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて（当該障がい者に係る最初の申請時のみ提出）、毎年市長が定める期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し。ただし、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持しない者は、知的障害者又は精神障害者であることを証明する書類。
- (2) 雇用保険被保険者証の写し
- (3) 反社会的勢力に係る誓約書（第3号様式）
- (4) 役員等一覧表（第4号様式）

（交付決定及び交付）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、報奨金の交付の可否を決定し、交付する必要があると認めたときは、障がい者雇用促進報奨金交付決定通知書（第5号様式）により、必要がないと認めたときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 報奨金は、前項による通知をした後申請者の請求に基づいて交付する。

（交付者名簿）

第8条 市長は、前条の規定により報奨金を交付したときは、障がい者雇用促進報奨金交付者名簿（第6号様式）に必要な事項を記載しておくものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市障害者雇用促進報奨金交付要綱第3条の規定により交付する奨励金の適用について、この要綱施行の日前に綾瀬市障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実施要綱（平成4年3月25日施行）の規定により奨励金の交付を受けた事業所は対象としない。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月9日から施行する。

(経過措置)

2 新規雇用加算については、平成28年6月1日以降の採用から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第4条関係）

（継続雇用）

	金額（1人あたり）	補助対象
市内在住障がい者	6万円	毎年6月1日において、市内事業所内で1年以上常用雇用され、かつ、継続して常用雇用されている者。
市外在住障がい者	4万円	

（新規雇用加算）

	金額（1人あたり）	補助対象
市内在住障がい者	10万円	<p>毎年6月1日において、市内事業所内で1年以上常用雇用され、かつ、継続して常用雇用されている者のうち、申請日の属する月から遡り、24ヶ月以内に新たに雇用された者。</p> <p>ただし、綾瀬市企業の立地促進等に関する条例（平成24年綾瀬市条例第9号。）第4条第1項第2号に規定する雇用奨励金の加算対象となった障がい者は交付対象外とする。</p> <p>また、同一障がい者の同一事業主での新たな雇用に対する加算については1度限りとする。</p>

第1号様式（第6条関係）

障がい者雇用促進報奨金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地
申請者 事業所名
代表者職・氏名
電話番号 ()
担当者所属・氏名

綾瀬市障がい者雇用促進報奨金交付要綱第6条の規定により、必要書類を添えて申請します。なお、交付決定にあたり、市民税等の納付状況を確認することについて同意します。

1 申請額 円

2 添付書類

- (1) 障がい者雇用状況報告書（第2号様式）
- (2) 反社会的勢力に係る誓約書（第3号様式）
- (3) 役員等一覧表（第4号様式）

第2号様式（第6条関係）

（表）

（事業所）

障がい者雇用状況報告書

事業所名		氏名又は代表者名	
住所又は所在地		電話番号	() 担当者
資本の額又は 出資の総額	円	操業開始年月日	年 月 日
従業員数	人	業種	

（障がい者）

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日（※ 歳）
住所		採用年月日	年 月 日 （※雇用年数 年）
障害の別	<input type="checkbox"/> 身体障害者（ 級） <input type="checkbox"/> 知的障害者（ 第 種） <input type="checkbox"/> 精神障害者（ 級）	就業地 住所	

（※印への記載は、6月1日現在で記入すること。）

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日（※ 歳）
住所		採用年月日	年 月 日 （※雇用年数 年）
障害の別	<input type="checkbox"/> 身体障害者（ 級） <input type="checkbox"/> 知的障害者（ 第 種） <input type="checkbox"/> 精神障害者（ 級）	就業地 住所	

（※印への記載は、6月1日現在で記入すること。）

第2号様式（第6条関係）

（裏）

障がい者雇用状況報告書

（障がい者）

事業所名

ふりがな 氏名		生年月日	年月日（※歳）
住所		採用年月日	年月日 （※雇用年数 年）
障害の別	<input type="checkbox"/> 身体障害者（ 級） <input type="checkbox"/> 知的障害者（ 第 種） <input type="checkbox"/> 精神障害者（ 級）	就業地 住所	

（※印への記載は、6月1日現在で記入すること。）

ふりがな 氏名		生年月日	年月日（※歳）
住所		採用年月日	年月日 （※雇用年数 年）
障害の別	<input type="checkbox"/> 身体障害者（ 級） <input type="checkbox"/> 知的障害者（ 第 種） <input type="checkbox"/> 精神障害者（ 級）	就業地 住所	

（※印への記載は、6月1日現在で記入すること。）

ふりがな 氏名		生年月日	年月日（※歳）
住所		採用年月日	年月日 （※雇用年数 年）
障害の別	<input type="checkbox"/> 身体障害者（ 級） <input type="checkbox"/> 知的障害者（ 第 種） <input type="checkbox"/> 精神障害者（ 級）	就業地 住所	

（※印への記載は、6月1日現在で記入すること。）

第3号様式（第6条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所
商号又は名称
代表者役職名・氏名
電話番号
担当者所属・氏名

当社、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号に規定（以下「反社会的勢力」という。）する事実、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与している事実、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実などは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴殿に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を把握・確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

以 上

第4号様式（第6条関係）

役員等一覧表

年 月 日現在

住 所
商号又は名称
代表者役職名・氏名
電話番号

役職名	氏名（フリガナ）	生年月日	性別	住所

- ※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を全員記入してください。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。
個人の場合については、個人事業主を記入してください。
- ※ 同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。
- ※ この名簿により欠格事項の該当の有無を確認するため神奈川県警察本部長に対し照会させていただく場合がありますので御了承下さい。

第5号様式（第7条関係）

障がい者雇用促進報奨金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付で申請のあった報奨金の交付について、障がい者雇用促進報奨金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 交付年度 年度

2 交付決定額 円

